

第5回 芸北小学校スキー事故検証委員会議事の概要

開催日時 平成28年10月10日(月) 13:00～16:10
場所 広島市まちづくり市民交流プラザ
出席者 委員長 戸田 芳雄
副委員長 水沢 利栄
委員 宮本香代子、藤田 大輔、木宮 敬信
出席事務局職員 教育長 池田 庄策, 課長 石坪 隆雄
検証補助員 課長補佐・河野通之, 指導主事・柳川崇興, 主任・沖中満春・大畑直也

I. 開会

第5回検証委員会の会議については、基本的には公開とする。資料の公開については、個人情報の含まれていないもの、事実の確認が取れていないものは非公開とする。

II. 報告

1. 第4回検証委員会議事要旨等及び公開資料について

- 第4回検証委員会議事の概要については、本案で公開とする。
- 公開資料については、個人情報のないもの、事実の確認が取れていない調査途中のものを除き、公開とする。

2. 関係者へのヒアリングの今後の見通し等について

相手方同行者へのヒアリングを依頼中。事故の状況について、人形を使って写真やビデオでの撮影を依頼している。

3. その他

特になし。

III. 議事(質疑)

1. これまでの調査結果の分析及び報告書素案の検討

これまでの資料やヒアリングから検証のための基礎的な詳細調査を行ってきたが、教育委員会と学校で行った基礎調査と合わせながら報告書に取りまとめていく。本日は中間まとめとして確認し、6回目では報告書としてまとめ、公表できる部分は報告書の概要という形で公表していく。今までの調査で、事故がどのような状況だったのか、どのようなことがまとめとして言えるのか(結論)、それを解決するにはどのようなことが考えられるのか(提言)、その二つを最後でまとめていくことが本日の流れとなる。中間まとめとして、本日までにとまとめたことについて確認。

以下、各項目に沿って執筆者が説明し、質疑応答、議論を行った。

(1) 事故の概要と経緯

- ・ 事故の概要の部分について、ヒアリング等により明らかになった部分を整理し、書き加えた。

(2) 事故検証の経緯

- ・ これまでの検証委員会の調査やヒアリングを整理し、記述した。

(3) 事故検証の結果及び課題等の分析と評価

① 北広島町の教育及び安全教育への取組，学校や地域の特色ある取組等

- ・ 本事故に係る課題を本項目で記述しているが，以降の項目で記述することとする。

② 芸北小学校における学校安全への取組

- ・ 「教職員の資質の向上」「児童への安全教育の充実」「地域住民，関係機関等の連携・共同体制の整備」の3観点から記述することとする。
- ・ 各項目において，「結論」及び「改善策」を明示することとする。

③ 芸北小学校におけるスキー授業の安全対策

- ・ スキー教室を実施するためのプロセス（起案，決裁，周知等）については特に課題はない。しかし，その後のスキー授業実施に係る外部指導者との確認，情報共有の面で課題がある。

④ 当日の事故発生までの経過，発生時及び事故発生直後の取組，事故の原因等

- ・ 現在までのところで収集した資料から，事故の状況を再現したが，事実をより詳細に認定するためには，目撃者（スノーボーダー同行者）への直接のヒアリングが必要。

⑤ 初期対応時（事故発生直後～事故後1週間程度）の取組

⑥ 初期対応終了後の取組（当該児童等の保護者への支援）

- ・ スキー場でのルールについて，全国スキー安全対策協議会が出しているもので，それも参考にすべきである。
- ・ 北広島町教育委員会，広島県教育委員会の学校支援等について，更に記述する必要がある。

⑦ 議論

ア 安全配慮義務について

教育活動には安全配慮義務が課せられる。その判断の基本となるのは指導者が今回のような事故を予見できたかどうかということである。その視点からみると、

- ・ 学校管理下のスキー授業中の事故は、日本スポーツ振興センターの統計を調べてみても過去14年で小学生のスキー関係の死亡事故はなかった。中学生では2件（立木への衝突事故）。過去10年はない。
- ・ 事故当日は、天候や視界もよく、混雑しているようなゲレンデの状況ではなく、斜度的にも緩やかであった。

そうした中で死亡事故が起こるだろうと予見すべき、というのは難しい。

また、外部指導者は、「スピードを控えなさい」「人にぶつからない」「林に突っ込まない」「前の人に近づいて滑らない」等のことを児童に注意している。当日、当該児童が暴走しているという状況も見当たらない。その中で、仮に小学生の方がよそ見していてぶつかったとしても、よそ見しないように注意しなかった外部指導者にどこまで責任を問うか、非常に難しい。

- ・ 指導者が状況を考えないで暴走させたということはなさそうだ。そうすると外部指導者や連れてきた教員が全体を見ていなかったからといって、安全配慮義務を果たしてなかったということになるか、疑問もある。

イ 両者の判断能力等について

- ・ 一般的な物事の善悪，また行動について、大人と同じような判断能力（事理弁識能力）の有無は，およそ 14 歳かと言われている。亡くなった児童は 12 歳。12 歳のスキーマの初心者がぶつかった場合は先生や子供に責任を求めるのは「酷」ということになる。しかしながら、当該児童は一般の大人よりスキーマの技能は上かもしれない。スピードを出して人の近くに行った場合に怪我をさせる重大な事故になるかもしれないということはスキーマの上級者ならば分かることで、14 歳になっていなくても 12 歳の彼女はかなり分かっていたのではないかと推測される。
- ・ スノーボーダーは、成人であり、初心者でもなく判断力はあると考えられる。しかしながら、周囲の危険にほとんど注意を向けていないようである。また、フードをしており、視界が狭くなっていた可能性があり、まったく当該児童に気づいておらず、回避行動をとっていない。インストラクターとして参加しており、何年も指導に携わっていることからすると、滑降中に周囲の安全に注意し、ちょっと上を確認していればこの事故は避けられたと考えられるし、そうすべきであった。

ウ スキーマ場の安全等について

スキーマ場での安全というと明文化されたルールというのが無いように思われがちだが、実は有る。全国スキーマ安全対策協議会が、「スノースポーツ安全基準」で、スキーマ場が守らなければならないこと、スキーマヤー・スノーボーダーが守るべき行動規則、ルールを染めしている。それを、スキーマ場が情報提供をしなければならない。今回事故が発生したスキーマ場には、1 枚も安全に関する標識とか、パンフレットのどこを見ても安全に関する内容が無い。そういうことを各学校の先生が独自に調べてこうやりましょうというのは非常に負担が大きいのので、スキーマ場がそういうものを明確にし、学校に提供することが必要である。

2. その他

- ・ 報告書作成に係る今後の日程を確認。
- ・ 視覚的に分かるような写真，イラスト等の挿入が必要であることを確認。

3. 第 6 回検証委員会の開催について

日 時：平成 28 年 11 月 7 日（月）

場 所：北広島町役場 4 階 委員会室（変更 ⇒ 広島県情報プラザ）

内 容：芸北小学校スキーマ事故検証報告書の検討

学校におけるスキーマの指導に係る提言

IV. 閉会